

## 岡山県建設工事等電子入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、岡山県が発注する建設工事等を電子入札により行う場合の手続及びこれを実施する場合の事務取扱について、法令及び他の要綱・要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要領において「建設工事等」とは、建設工事（岡山県工事執行規則（昭和48年岡山県規則第61号）第1条に規定するものをいう。）並びに測量業務及び建設コンサルタント業務（岡山県測量及び建設コンサルタント業務委託契約入札参加資格審査要領（昭和56年岡山県告示第620号）第1条に規定する測量及び建設コンサルタント業務をいう。）をいう。

2 この要領において「電子入札」とは、岡山県が設置する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札をいう。

3 この要領において「ICカード」とは、別に公表している電子認証局が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

### (電子入札の対象となる建設工事等)

第3条 電子入札の対象は、前条第1項に掲げる建設工事等をいう。

### (利用者登録)

第4条 電子入札を行おうとする者は、ICカードによりあらかじめ電子入札システムに利用者として登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。

2 利用者登録の内容は、企業情報、代表窓口情報、ICカード利用部署情報及びICカード情報とする。

3 電子入札システムへの利用者登録をした者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

### (電子入札に利用できるICカード)

第5条 電子入札に利用できるICカードは、入札参加者の代表者又は受任者（岡山県建設工事入札参加資格者名簿又は岡山県測量コンサル指名人名簿に登録されている者に限る。）が使用するものとして、利用者登録を適正に行ったものでなければならない。

### (入札参加者の指名等)

第6条 契約担当者（岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第130条第1項に規定する契約担当者をいう。）は、電子入札を行う建設工事等について、電子入札システムにより、入札参加者の指名等

及び入札日時その他入札について必要な事項の通知を行う。

(電子入札に参加できる者)

第7条 電子入札に参加する者は、当該入札公告に定める全ての要件を満たし、かつ、第4条に規定する利用者登録を適正に行った者でなければならない。ただし、指名競争入札にあつては、この限りではなく前条による通知を受理した者とする。

2 共同企業体に係る岡山県建設工事競争入札事務処理要領（平成20年4月1日施行）第9条に基づいて特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が入札を行う場合は、当該共同企業体を代表する構成員のICカードを使用して入札を行うものとする。

(入札)

第8条 入札は、ICカードを使用して、電子入札システムにより行う。

(入札価格の内訳書の提出)

第9条 前条第1項の規定により建設工事の入札（最初の入札に限る。）を行おうとする者は、当該入札に係る入札価格の内訳書を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は入札価格の内訳書を持参して提出することができるものとする。

2 第15条に規定する再度入札又は測量業務及び建設コンサルタント業務において、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日施行）第3条に規定する調査基準価格又は建設コンサルタント業務等入札に係る低入札価格調査実施要領（平成21年4月1日施行）第3条に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格による入札を行った者は、第14条に規定する保留の通知を受けた場合、契約担当者が指定する方法により入札価格の内訳書を提出するものとする。

(入札執行回数)

第10条 入札執行回数は2回を限度とする。

(入札の辞退等)

第11条 入札の辞退及び入札参加確認申請の取下げは、電子入札システムにより届け出るものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、契約担当者の承諾を得て書面により届け出ることができる。

(開札)

第12条 開札は、関係職員2人以上の立会の上、入札公告、入札の通知に示した場所及び日時に開札に立ち会った入札者の面前において、電子入札システムにより行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(予定価格等の登録)

第 13 条 契約担当者は、財務規則第 137 条（財務規則第 148 条及び第 150 条の規定により準用される場合を含む。）の規定により定められた予定価格、財務規則第 139 条に規定する最低制限価格、調査基準価格又は岡山県建設工事総合評価落札方式＜拡大分＞試行要領により定められた失格基準価格を電子入札システムに登録する。

(落札者決定の保留)

第 14 条 開札の結果、調査基準価格を下回る価格による入札があった場合（最低制限価格又は失格基準価格（以下、「最低制限価格等」という。）を設定した場合においては、予定価格以下の金額で最低制限価格等以上の金額での応札があった場合）、入札参加資格の審査又はその他の理由により落札者の決定を保留する必要がある場合には、契約担当者は、入札者に対して落札者の決定を保留した旨を電子入札システムにより通知する。

(再度入札)

第 15 条 契約担当者は、第 12 条の規定により開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格等を設定した場合においては、予定価格以下の価格で最低制限価格等以上の価格）の入札がないときは、電子入札システムによる 2 回目の入札（以下「再度入札」という。）を実施する日時を指定し、速やかに再度入札を実施するものとする。ただし、書面で入札書を提出した者に対しては、入札の通知に示した場所において再度入札の場所及び日時を指定する。

(入札の不調)

第 16 条 再度入札においても落札者が決定しない場合には、入札は不調とする。

(くじによる落札者の決定)

第 17 条 契約担当者は、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札候補者を決定するものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、契約担当者が指定する場所及び日時において、当該同価入札に係る入札者又はその代理人にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者又はその代理人のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

2 入札者の代理人がくじを引く場合は、当該代理人は、当該入札者の委任状を契約担当者に提出しなければならない。なお、共同企業体の代理人がくじを引く場合は、当該代理人は当該共同企業体の構成員全員の連名による委任状を契約担当者に提出しなければならない。

(入札の無効)

第 18 条 入札者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (2) ICカードを不正に使用したとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 電子入札システムにより、第 2 条第 3 項で定める電子認証局が発行した ICカードを有していない者が入札をしたとき。
- (5) 総合評価落札方式において、技術資料等の提出を求められたにもかかわらず提出がなかった場合又は技術資料等に虚偽の記載があったとき。
- (6) 電子入札システムにより提出された入札書に添付した電子証明書が提出から開札までの間に効力を失った者のした入札
- (7) その他財務規則第 140 条の規定に該当するとき。

(書面入札への変更)

第 19 条 第 7 条に規定する条件を満たした者について、次の各号のいずれかの事由（ICカードの閉塞・紛失・破損、端末の不具合等、当該参加希望者に責任があると認められる場合を除く。）に該当すると認められ、かつ入札手続きに支障がない場合には、入札書受付締切予定日時の 1 時間前までに、別記様式第 1 号「書面入札参加承認申請書」を当該案件の発注機関へ持参し、契約担当者の承認を得た上で、当該電子案件におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。

- (1) 天災
- (2) 地域的停電
- (3) プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
- (4) その他発注機関がやむを得ないと認める事由

2 書面参加に変更した者については、当該電子案件において電子参加に変更又は復帰することを認めない。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続きを要しないものとする。

3 第 1 項の書面入札参加承認申請書の提出を受けた契約担当者は、その内容を審査し、理由があると認めるときは書面入札の承認を行うものとする。この場合において、入札参加者は当該入札案件の契約の名義人となる者が記名押印し、001 から 999 までのいずれかの 3 桁のくじ番号を記入した入札書及び工事費内訳書（建設工事に限る。）を、封筒に封入して入札書受付締切予定日時まで指定する場所へ持参すること。なお、くじ番号が未記入又は 000 の場合は 001 として取り扱うものとする。

(責任範囲等)

第 20 条 電子入札への参加に必要な手続を行う場合は、入札参加者が送信した当該手続に関する情報が電子入札システムに到達した時点で提出されたもの

とみなす。

- 2 前項の場合において、情報の送信には、使用する電子計算機の性能及び電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、入札参加者は時間的な余裕を持って手続を行わなければならないものとする。
- 3 電子入札における期限等は、電子入札システム上の日付及び時刻を基準とする。

(システム障害等)

第 21 条 契約担当者は、その利用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した入札手続ができないときは、入札等の延期又は書面入札への移行など適切な処置をとるものとする。この場合においては、電話、ファクシミリその他の電子入札システムを使用しない方法により、次の者に必要な事項を連絡するものとする。

- (1) 一般競争入札の場合は、入札参加資格確認申請書又は入札書を提出している者
- (2) 指名競争入札の場合は、当該契約担当者が指名通知を行った者
- (3) 随意契約の場合は当該契約担当者が交渉を行った者

2 入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーション(ソフト)を導入するなどの対策を講じるものとする。この場合において、ウィルス対策アプリケーションの種類は指定しないが、常に最新のパターンファイルを適用し、入札参加資格確認申請書や入札書等を作成又は提出するときは、必ずウィルス感染チェックを行なうものとする。なお、提出された入札参加資格確認申請書や入札書等がウィルスに感染していることが判明した場合は、契約担当者は、直ちに処理作業を中止し、電子入札システムの管理者に連絡するとともに当該電子入札者と書類の提出方法を協議するものとする。

(その他)

第 22 条 電子入札システムを使用した随意契約による手続については、指名競争入札に準じて行うものとする。

附則

この要領は、平成 30 年 3 月 12 日から施行する。

この要領の施行に伴い、「建設工事電子入札実施要領(平成 14 年 10 月 1 日施行)」及び「委託業務電子入札実施要領(平成 14 年 10 月 1 日施行)」は平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は

随意契約の見積徴取の通知を行う建設工事等から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は随意契約の見積徴取の通知を行う建設工事等から適用する。

書面入札参加承認申請書

年 月 日

様

(申請者)

住 所  
商号又は名称  
代表者名  
システムID

次の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社に責任がない次の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、第19条第1項に基づき、書面入札への変更を申請します。

なお、書面入札への変更に当たり、第19条第3項に基づき提出する入札書に係る電子入札システムへの入力には契約担当者に一任します。

- 1 工事番号及び案件名：
- 2 第1回入札書受付締切予定日時： 年 月 日 時 分
- 3 電子入札システムが利用できない理由  
(いずれかにチェックを入れること)  
天災  
地域的停電  
プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害  
その他(理由を具体的に記載すること)

発注者処理欄

入札書受付締切日時： 年 月 日 時 分  
本申請書提出日時： 年 月 日 時 分  
特 記 事 項：

書面入札への変更を 認める ・ 認めない

本申請書処理完了日時： 年 月 日 時 分

申請書受付者職氏名： 職名 氏名

本人(代理人)確認書類：いずれかにチェックを入れること

運転免許証 パスポート 健康保険証 個人番号カード その他